

## 茅野市内の空き工場等の情報提供について

平成29年9月25日  
茅野市産業経済部商工課

### 1 趣旨

茅野市内において未利用となっている空き工場や空き倉庫等の情報（以下「空き工場等情報」という。）について、市が提供を受けたものを本市ホームページ「ものづくりネット茅野」等で公開することにより、企業誘致を推進し、雇用の場の確保や本市経済の活性化に寄与することを目的に、2に示す事業を実施します。

### 2 事業概要

#### (1) 市内の空き工場や空き倉庫等の情報受付

本事業の趣旨に賛同する市内の空き工場等情報を有する事業者等（以下「情報提供者」という。）の申込みにより、空き工場等情報を市に提供していただきます。

#### (2) 空き工場等情報の市ホームページにおける掲載

申込みされた空き工場等情報の内容を市で審査して、適当であると認めた場合、市ホームページ「ものづくりネット茅野」（以下「市HP」という。）において当該情報を掲載します。空き工場等情報の内容に対する問い合わせについては、市HPの閲覧者が直接情報提供者に連絡いただきます。

#### (3) 空き工場等の利用希望者への問い合わせ対応等

情報提供者が連絡先の非公開を希望する場合、空き工場等の利用を希望する事業者（以下「希望事業者」という。）から当該情報提供者について市に直接問い合わせや照会があったときは、情報提供者に対して希望事業者をお知らせします。その後は当事者間で直接交渉等を行っていただきます。

また、情報提供者の承認が得られたものについては、必要に応じて長野県が行う同様の事業のために当該空き工場等情報を利用します。

**※当市は、空き工場等情報の情報収集及び情報提供を行うのみであって、その内容を保証するものではなく、当該空き工場等の仲介、あっせん、賃貸や売買等の交渉、契約等には一切関与せず、責任を負いません。**

### 3 本事業で扱う空き工場等情報

#### (1) 空き工場等情報の対象物件

市HPにおいて掲載する空き工場等情報は、市内に所在する土地又は建物で、一団の土地の敷地面積がおおむね1,000㎡以上、建物は用途が事業用の工場又は倉庫等であって延床面積がおおむね300㎡以上であるものとします。

ただし、敷地面積、延床面積がこの規模を下回る空き工場等の情報提供を希望する場合は、本事業の趣旨に照らして個別に検討しますので、市にご相談ください。

## (2) 市 HP への掲載制限

空き工場等情報が、又は当該情報の掲載により、次のいずれかに該当すると認められるときは、市 HP には掲載しません。

- ①本事業の趣旨に反するもの
- ②都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の法令に違反し又は違反する恐れがあるもの
- ③掲載申込内容が事実と異なる又は異なる恐れがあるもの
- ④公の秩序を乱すもの又は善良な風俗に反するもの
- ⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団又は暴力団員の統制下にある者が関係するもの

## (3) 掲載期間

空き工場等情報の市 HP における掲載期間は、申込日から 1 年間とします。ただし、期間満了後、再度掲載を申込みすることを妨げません。

## 4 空き工場等情報の掲載申込手続き

### (1) 情報提供者からの掲載申込み

- ①情報提供者は、指定の様式第 1 号「掲載（変更）申込書」及び様式第 1 号－2「掲載物件情報」を 7 に示す窓口へ提出してください。
- ②情報提供者が、以下に該当する場合にあっては、それぞれの対象となる者の同意を得て、指定の様式第 2 号「同意書」を合わせて添付してください。
  - ・空き工場、空き倉庫等の建物で当該建物と土地の所有者が同一ではない場合にあっては、申込みについて土地の所有者の同意を得ること。
  - ・情報提供者が申込対象となる土地又は建物の所有者と同一でない場合にあっては、当該情報提供者となる者は当該所有者から土地又は建物の売買や賃貸の仲介等の依頼を受けた宅地建物取引業者に限るものとし、かつ申込みについて当該土地又は建物の所有者からの同意を得ること。
  - ・申込対象となる土地又は建物の売買や賃貸の仲介等を宅地建物取引業者に依頼している場合にあっては、申込みについて当該宅地建物取引業者の同意を得ること。
- ③市は、申込みされた内容について審査します。審査の結果、市 HP への掲載が適当であると認めた場合は、情報提供者に掲載の決定をお知らせします。
- ④市は、申込みされた空き工場等情報を市 HP に掲載します。なお、情報提供者が連絡先（所在地、現（旧）事業所名含む）を非公開とした場合は、市は連絡先欄を情報提供者が非公開を希望した旨と茅野市商工課宛てに加筆修正して掲載します。

### (2) 掲載内容の変更申込み

- ①情報提供者は、市 HP 掲載後において当該掲載内容に変更が生じたときは、速やかに指定の様式第 1 号「掲載（変更）申込書」及び様式第 1 号－2「掲載物件情報」に変更後の空き工場等情報を記入し、7 に示す窓口へ提出してください。
- ②市は、申込書の提出があったときは市 HP の掲載内容を変更します。

### (3) 掲載中止と情報削除の申込み

- ①情報提供者は、市 HP における空き工場等情報の掲載を中止したいときは、指定の様式第 3 号「掲載中止届出書」を 7 に示す窓口に提出してください。
- ②市は、届出書の提出があったとき、又は掲載内容が適当ではないと認めたときは、掲載を中止します。

## 5 連絡先非公開の情報提供者、希望事業者からの問い合わせへの対応等

### (1) 希望事業者の申込み、情報提供者への伝達

- ①希望事業者は、情報提供者の連絡先が非公開の空き工場等情報について、問い合わせや交渉を希望する場合には、指定の様式第 4 号「情報提供希望申込書」を 7 に示す窓口に提出してください。
- ②市は、申込書の提出があったときは、情報提供者に対して希望事業者からの申込みの旨をお知らせします。
- ③情報提供者が申込内容を確認して問い合わせや交渉に応じる場合は、当事者間でやりとりいただきます。
- ④情報提供者が問い合わせや交渉に応じないことを市に意思表示した場合、市はその旨を希望事業者にお知らせします。

### (2) 同趣旨の情報提供事業への情報利用

- ①市は、情報提供者から同意がある場合、掲載申込みされた空き工場等情報を長野県が行う同趣旨の情報提供事業のために利用します。ただし、掲載物件情報に非公開事項がある場合は、同意があっても利用しません。

## 6 市の免責事項

- ・市は、各物件の所有者や仲介を依頼されている宅地建物取引業者から寄せられた情報を提供するものであり、当該情報の内容については、利用者の責任においてご確認ください。
- ・市 HP に掲載する空き工場等情報は、市が推奨したり取引の仲介やあっせんを行うものではありません。
- ・市は、物件の確認、所有者等との交渉及び契約に一切関与しません。当事者間で自らの責任において直接交渉等を行ってください。
- ・市は、土地及び建物等に関して、他の共有者等の権利者、その他の者との間で生じたトラブルについては、一切責任を負いません。
- ・本事業のサービスをご利用された時点で、上記全てに同意されたものとします。

## 7 本事業の問い合わせ・申込窓口

茅野市産業経済部商工課 工業・産業振興係

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目 6 番 1 号

TEL : 0266-72-2101 (内線 433) FAX : 0266-72-4255

Email : shoko@city.chino.lg.jp